

## 巻 頭 言

### わが国のギャンブル依存症

太田順一郎 日本精神神経学会理事  
Junichiro Ota

新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発出され、日本中の自治体が新型コロナ対策に追われていた今年の5月、大阪府など何ヵ所かの都道府県知事は、自粛要請にに応じないパチンコ店の店名公表に踏み切った。この報道をテレビで観たときに、自粛警察による私刑を誘導する権力に対して強い違和感を覚えながら、一方で都道府県の境を越えてでも、開店している数少ないパチンコ店に殺到しているパチンコ打ちたちの姿に、改めてパチンコというわが国特有の賭博行為のもつ依存性の高さを再認識させられた。

われわれ精神科医にとっては常識的なことであるが、わが国のギャンブル依存症はその大部分がパチンコ（スロット含む、以下同様）依存症である。もちろん競馬、競艇、競輪、オートレースという公営ギャンブルにも依存症問題はあるし、かつてのポーカーゲーム、最近ではいわゆる裏カジノの依存症問題も大きい。最近では流行らなくなったとはいえ、麻雀にもギャンブル依存の問題はある。逆に、近年オンラインカジノの依存症問題が次第に大きくなっていくようではある。しかし、それでもわが国のギャンブル依存症の大部分はパチンコ依存症である（2017年の全国調査では約8割）。IR法ができてわが国にもカジノが作られようとしており、それに対する批判、懸念も強いが、カジノができたところでその問題の大きさはパチンコに遥かに及ばない。

著者は、新型コロナ禍のなかでパチンコ店を生贄に仕立てている自治体首長には強い怒りを感じたのだが、一方で著者はこれまで、パチンコ店にはすべて廃業を求めべきだと考えてきた。少なくとも今の形での存続を許すべきではない、と考えてきた。人間は何か依存する生き物だし、一部の依存は依存症と呼ばれる状態まで進むものだと思う。そしてわれわれ精神科医は、さまざまな依存症に対して、微力ではあるけれど精一杯治療に取り組むべきだと思う。ただ精神科医は、できあがってしまった依存症者の治療に取り組むだけでなく、ある程度は依存性物質や依存性

行為に関して社会的な発言を専門家の立場からすることも許されるだろう。

さて、依存性物質、依存性行為に関する基本的な社会のあり方として、著者は以下のようなスタンスが望ましいのではないかと考えている。

- ① 依存性の高い物質・行為で、現在法的に認められていないものについては、今後も認めない。
- ② 依存性の高い物質・行為で、現在認められているものについては今後も認めるが、それらができるだけ広がらないように努める。
- ③ 依存性の高い物質・行為は、利潤を得ることを目的とする団体には任せない。

これらはとても単純な考え方で、要するに「依存性の高い物質、依存性の高い行為を根絶することは無理なので、できるだけそれらを限定的なものとして、それらによる害を低減する」ということである。現在認められているギャンブルを、限定的な範囲と限定的な射幸性のなかにコントロールし、一方で新しいギャンブルは認めない。先に「カジノの害はパチンコに遥かに及ばない」と述べたが、当然のことながらカジノをわが国に導入する案はボツとなる。

上記①～③のなかでは、とくに③が重要だ。依存性の高い物質、依存性の高い行為は、簡単に言ってしまえば「儲かる」のだ。景気が悪くなると、お酒とパチンコとゲームのテレビコマーシャルが増える。ギャンブル関連の特定の企業、団体などが儲けを得続けている状況は放置すべきではない。現在のわが国にも公営ギャンブルはあり、ギャンブルを公営にしたからといって、それで何かがすぐに解決するわけではない。ただ、ギャンブルにハマってしまう人たちが一定数存在することはやむをえないと考えたとして、被害をできるだけ小さなものにするためには、ギャンブルを利潤追求の手段と考えている人たちの手からギャンブルを取り上げる必要はあるだろう。